

通信販売の申込み段階における表示についてのガイドライン（案）に関する意見募集について

1 意見募集対象

通信販売の申込み段階における表示についてのガイドライン（案）

※当該ガイドラインは通達（「特定商取引に関する法律等の施行について」）の別添として位置付けられる予定であり、今回の意見募集については新規に策定する当該ガイドライン部分のみを対象として任意で実施するものです。

2 意見募集の趣旨

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第72号）に基づき特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に新設された第12条の6等の規定に係る考え方を示すため、消費者庁では、「通信販売の申込み段階における表示についてのガイドライン（案）」を策定することといたしました。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、本ガイドライン策定の参考とさせていただきます。

3 意見募集期間

令和3年11月24日（水）から令和3年12月23日（木）まで（必着）

4 意見の提出方法

御意見は、理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。なお、電話での受付はできませんので、御了承ください。

- (1) 郵送
- (2) F A X
- (3) インターネット：電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

※郵送及びF A Xを御利用の場合には、以下の事項を御記載ください。

- | |
|---|
| <p>【1】タイトル（「通信販売の申込み段階における表示についてのガイドライン（案）」について」と御記載ください。）</p> <p>【2】氏名（法人その他の団体にあつては名称／部署名等）</p> <p>【3】職業（法人その他の団体にあつては業種）</p> <p>【4】住所</p> <p>【5】電話番号</p> <p>【6】メールアドレス</p> <p>【7】御意見及びその理由</p> |
|---|

- * 御意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- * 郵送の場合には、封筒表面に「通信販売の申込み段階における表示についてのガイドライン（案）について」と朱書きしてください。
- * F A X の場合には、表題を「通信販売の申込み段階における表示についてのガイドライン（案）について」としてください。

5 意見の提出先

住 所：〒100-8958
東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館7階
消費者庁取引対策課 意見募集担当宛て
F A X 番号：03-3507-9291

6 注意事項

- お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。
- 御提出いただいた御意見は、氏名・住所・電話番号及びメールアドレス等個人情報に関する事項を除き、公開される可能性があること、またその内容に応じ、消費者庁内の関係部署や関係府省庁と共有する可能性があることを、あらかじめ御了承願います。
- 御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに部署名等）、住所、電話番号及びメールアドレスは、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。